

医政発 0701 第 21 号
令和 3 年 7 月 1 日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会会長 殿

厚生労働省医政局長

医薬品卸売業界における法令遵守の徹底について

独立行政法人地域医療機能推進機構が実施した医薬品調達的一般競争入札に絡み、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為を行ったとして複数の医薬品卸売販売業者が起訴され、令和 3 年 6 月 30 日に有罪判決があったところであり、公判の中で当該企業各社も起訴事実を認めている。

公的医療保険制度下で医療用医薬品の流通を担う医薬品卸売販売業者においては、公正な競争・取引を通じて透明かつ適切な市場実勢価格が形成されるよう努める必要があり、独占禁止法をはじめとする関係法令遵守の徹底は、その社会的使命を果たしていく上で最も重要な責務である。

加えて、今般の事案は、医薬品卸売業界の中で模範となるべき企業が法令に違反する行為を行ったものであり、このことにより業界全体に対する社会的な信用が毀損し、薬価制度の信頼性に対する国民の疑念を招く事態となったことを重く受け止め、貴団体においては会員企業に対しコンプライアンスの更なる徹底を求めるなど、全力を挙げて対処されることを要請する。